

件名	愛媛県歯と口腔の健康づくり推進条例
主管課	財政課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>歯と口腔の健康づくりに関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに保健医療関係者、教育関係者、社会福祉関係者、事業者、保険者及び県民の役割を明らかにするとともに、歯と口腔の健康づくりに関する施策の基本となる事項を定めることにより、歯と口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の増進に寄与するため、この条例を制定するものである。</p> <p>第1条 目的</p> <p>第2条 基本理念</p> <p>第3条 県の責務</p> <p>第4条 保健医療関係者、教育関係者及び社会福祉関係者の役割</p> <p>第5条 事業者の役割</p> <p>第6条 保険者の役割</p> <p>第7条 県民の役割</p> <p>第8条 歯科保健推進計画</p> <p>第9条 基本的施策の実施</p> <p>第10条 財政上の措置</p> <p>第11条 県と市町との協働</p> <p>第12条 歯と口腔の健康づくり月間</p> <p>第13条 実態調査及び施策の見直し</p> <p>第14条 雑則</p> <p>附 則</p>	
施行日	平成22年6月29日